

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第5回)
議事録

1 日 時：平成23年9月28日(水) 10時～11時40分

2 場 所：総務省8階 第1特別会議室

3 出席者：

(1) 委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、舟田委員、吉川委員

(2) 総務省

安藤総務課長、原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐、杉浦事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

4 模 様：

山内主査) それでは、本日は皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。そろそろ定刻でございますので、情報通信審議会、電気通信事業政策部会、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の第5回会合を開催させていただきます。

前回までで個別のテーマを一応議論していただきまして、いろいろ御意見いただいたところでございますけれども、本日につきましては、それらを踏まえまして、論点整理ということで行いたいと思います。お手元の資料に沿いまして、まずは事務局から御説明いただいた後に、御議論ということにさせていただきます。

山内主査) それでは説明をよろしく願いいたします。

<資料5-1に基づき事務局から説明>

山内主査) どうもありがとうございました。御説明いただきましたように、ここで議論

してきた論点につきましては、大きく分けて4つにまとめていただきました。NGNのオープン化、モバイル、線路敷設基盤、それから今後の競争の検証・評価です。本日は、これらについて皆さんの御意見を伺って、さらに論点を絞り込んで、それから方向性を深く論議していきたいと思っております。

それでは御説明につきまして、御意見あるいは御質問等でも結構でございますので、御発言願いたいと思っておりますが、どなたかいかがでございましょう。

舟田委員) まず、最初のNGNのオープン化によるサービス競争の促進ですが、ここでヒアリングでの意見等をもとに幾つかの具体的な提案が投げかけられています。その前提といたしまして、NGNをどのように位置づけるかという問題があります。私は以前、不可欠設備との関連や移行期であることによる規制の難しさということについてお話ししたのですけれども、今のところ検討項目の(1)から書かれているようなこと的前提として、やはりNGNは少なくともこの数年間の移行期においては、一層のオープン化を進めるべきではないかということでお話ししてきたわけです。現在NGNはアクセス系の光ファイバと一体として設置されているということで、第一種指定電気通信設備になっているわけですけれども、これが今後どうあるべきかについては、やはりもう少し議論しなければならないわけで、例えば今日の一番最後のページ 25 ページにも、固定・移動をアプライオリに分けた仕組みであり、これはいいのかというような投げかけがあって、もちろんそのとおりでありまして、私も随分教えていただきましたけれども、特に移動によるブロードバンドの進展というのは著しいものがあると思っております。

しかし現時点あるいはこれから例えば3年なり5年というようなタイムレンジを見ますと、NGNはこれから現在のPSTNの多くのユーザーなり事業者を受け入れるネットワークとなるわけですから、そういう意味でコア網としてもやはり不可欠な設備としてとらえるべきではないかという気がいたします。そういう3年、5年というようなタイムレンジの間においては、NGNがPSTNと同じ程度の公正競争環境とならない限り、そのような他の事業者がどのように事業を維持、発展させていけるか不透明な状態にならざるを得ません。そのことは、ひいてはサービス面におけるユーザーの利便の低下にもつながるわけで、やはりそういう事態は避けるべきであろうということです。

昨年来の「光の道」構想の実現という目的もあり、NGNとかフレッツサービス等に

については、それを基盤として、さまざまな事業者が多種多様なサービスを提供できるそのような環境が整備される必要があるのではないか、そういう意味で指定設備についての理論的な正確さはともかく、少し今のは言い過ぎですけれども、しばらくはこのNGNの一層のオープン化ということを経験的な見方にして、この4ページ以下の具体的な提案に取り組むべきではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。

NGNについては、まだまだ固まらないところがあるわけです。先生、おっしゃるような基本的視点でという御指摘だと受けとめます。

酒井主査代理) よろしいですか。舟田先生がおっしゃるとおり、確かにNGNが何なのかというのが、どうもはっきりしないまま議論しているような気がします。要するにNGNはインターネットなのか電話網なのかというと、少なくとも構造上はインターネットでできているのですが、中身としては電話網を入れるためのいろいろなものが入っていて、QoSとか、あるいは課金であるとか、そういったものが入っているネットワークではないかと思っております。

そこで、例えばIP網という側面ですと、交換機のかわりにルータができたわけでごさいます、そのルータ、IPというのはもともと、どこかに爆弾が落ちてどこかが壊れたときに、とにかくIPアドレスのところは無理やりどうしてもいいから届けばいいと、そういう発想でできたものでございまして、そんなに細かい機能を持ってなくて、IPアドレスだけ見て、パケットを宛先に届けるというものです。このような機能からできていると考えると、IPアドレス単位にしかルータは見えないので、それ以外に入れようとする、例えば振り分け装置ですとか、いろいろな機能が必要になってきます。電話に関しては、そのあたりは機能があったということです。IPに関しては、どこまでの機能をこのような形で追加的に用意しなくてはいけないうところを見ながら、かといって全部を整理することもできないので、個別に、IPネットワークで済んでいたところにかかる追加コスト負担が許容できるのかどうか、あるいはそこまでする必要があるのかどうか、そのようなところを見ながら、個別にやっていくしかないのかなという感じを持っております。

山内主査) なるほど、ありがとうございます。

ここにもあるように、まだそのところが実際に要求レベルでも出てきていないということですか。

酒井主査代理) ええ、でも例えばもともとこのISPと端末の間にあるパスを用意するとすると、ある端末をあるISPのところにつながなくてはいけないというパスを用意しなくてはいけないわけですが、もともとルータは多分そのような機能を持ってなくて、アドレスを見てつないでいるだけだということです。あるいはこのPOIのところで、IGS振り分けを通るとすると、もともとルータというものはそのような機能を持っていないので、では何か事業者ごとに振り分ける機能を用意しなくてはいけないという話が出てきていますので、それは妥当なのか、ここまで追加すべきなのか、おそらくそういったところかと思っております。

山内主査) なるほど。ありがとうございます。

酒井主査代理) 今回NGNに関しては、特にプラットフォームレイヤーとかそういったことになると、具体的にどういう要求があるのかということをはっきりさせて、それをもとにできる機能についてはオープン化するか、そのような形でなるべく早いうちに協議の場をきちんと設けてやっていかないと、いつまでたっても前回の鶏と卵ではありませんけれども、要求がわからないということがあってはならないかと思えます。きちんと協議しておかなくてはいけないと思っております。

それからおそらく大きな争点になるのが、モバイル市場の指定事業者をどうするかということだと思います。今、規模の大きい3社に対して規制を別々にかけているのですが、それを一緒にするのか、今のままでいいのかという話ではないかと思えます。個人的な意見としては、やはりここまで大きくなった3社に対して規制が異なっているというのは、やっぱり不透明なところが多くなるので、等しく近くなるべきではないかと思えます。

ただ、禁止行為の話になりますと、すぐどうなるかということもあまりわからないところがありますが、指定かどうかという話については、接続料をきちんとするためには皆同じ扱いにした方が透明になるだろうということは明らかだと思いますが、禁止行為という話になってくると、ドコモだけが禁止行為がかかっておりますので、ドコモがどういうことができなくて、どういうことができるのかというところが何となくわかりにくいし、悪く言えば、非常に拡大解釈すればドコモは何もできないという話になります。例えば、排他的提携でなければいいという理解がありましたけれども、ビジネスはよくわからないのですが、提携というのは、普通は排他的なものなのではないかと思えますし。もちろんNTT東西との提携というのは別の面で駄目でしょうけれども。そ

ういったこともありますので、禁止行為については本当にそこまで国がドコモにだけ別に規制をかけるのか、あるいはもしまだ規制を残すのだとすると、本当の意味で何がいけないのかというところが少し不明確で、拡大解釈すると、極端ですが、何もできない会社にしてしまうということにもなりますので、きちんと議論した方がいいと思っています。

山内主査) ありがとうございます。今、NGNの件とそれからモバイルの件と2つ出ました。最初の方でNGNの協議の場という話がありましたが、実態的にどこの場かということを経務局から御説明いただけますか。

安東補佐) はい。それぞれの機能をアンバンドルするという要望に関しましては、各事業者同士の個別のケースで議論が進んでおります。例えばフュージョンという会社に関しましては、今度はNGNにおいて光IP電話を実現するためのSIPサーバの帯域制御機能を切り出してほしいというような協議をNTTとの間で行っているとのことです。このような協議が個別に進んでいることに加え、NTT東西のプレゼンの資料にもございましたが、今後のマイグレーションを踏まえて意識合わせの場というものの設定をNTT東西において計画しております。これは、例えば直接接続に係るインターフェースの問題や精算の方法、さらには番号ポータビリティの実現方法等IP同士の接続に関する問題点について、事業者を集めて広く議論するという場でございます。

ただ、それぞれ個別の論点での協議でございまして、先生のおっしゃられたような「加速する場」というようなものでは必ずしもなく、それぞれの課題について従来どおり議論をしていく場というものが個別に存在しているという状況でございます。事実関係は以上のとおりでございまして、先生のおっしゃられたような「加速する場」ということであれば、また別の検討が必要になろうかと感じております。

山内主査) ありがとうございます。先ほどから議論になっているように、実態が必ずしも明確になっていない状態で、我々が言えることは、今、先生がおっしゃったような場をつくるとか、そういうようなアクションになるのかなということは私も少し思っていますが、御検討いただきたいと思います。

それから今、モバイルの話に問題提起がございましたが、この件についていかがでございましょう。

吉川委員) よろしいですか。

山内主査) どうぞ。

吉川委員) モバイルについて二、三、全体を通した話、指摘をさせていただきたいと
思います。まずMVNOへのオープン化ですが、二種指定事業者の場合は約款に
基づいて接続を義務づけられており、端末シェアに基づいた基準となっています。
もう一つ、2.5GHzのワイヤレスブロードバンドの事業者に対しては、2.5GHzとい
う周波数を付与するのでオープンにしてくださいという要請をしています。確かこれ
はMVNOの実績報告の義務化という考え方が採用されたと思います。つまりこの
オープン化については、今、端末シェアである意味で縛るという概念と、特定の周
波数について付与したからオープンにしろという2つの概念があると、私は理
解しています。

今、議論の最中ですが、今度ここにオークション料を支払うかどうかという概念も、
おそらく入ってきます。どういうことかといいますと、例えばMVNOになるべくオープ
ンにしてくださったら、仮に 1,000 億円で入札したとしても 2,000 億円としてみな
ましようという制度設計が可能になる。現にフランスはそういう制度設計をやっている
わけです。つまりそのオープン化を考える場合の変数として、端末シェアと周波数
帯とオークション料を支払うかどうかという、3つの変数が出てくるわけです。これに
ついて、そろそろ概念整理をしないと駄目だろうなと私は思っています。極論を言う
とこういうケースがあります。オークションなしで、無料でもらっていた周波数につい
ては、MVNOに対してどんどんオープンにしてくださいというやり方もあるでしょうし、
いやいや、もうそういうのは全部なしで、義務化とか約款というのは、無しにしましょ
うという考え方もある。いろいろな考え方が出てきます。700、900 のMHz単位の周
波数についても、考え方によっては、この周波数を与えたらMVNOに対してなる
べくオープンにしろというやり方をしてもいいでしょうし、いや、しなくてもいい。
どちらにしても概念整理をしておかないと、そろそろ混乱するのではないかと思っ
ているのが、1点目です。

それからMNOとMVNOとの関係ですが、この報告書の通奏低音にあるのは、
MNOとMVNO、どちらかという競争的環境にしていきたいと思いますように読み取
れますが、実際はもともとMVNOが 2000 年代前半に議論されたときは、航空会社
と旅行会社との関係みたいなものだと思っていました。つまり飛行機の会社も直接
座席を売りますけれども、全部さばけないものはバルクで旅行会社や再販の業者

に売ってもらう。この場合は双方ウイン・ウインになりますね。ところが、今の政策を見ていると、両方を競争させようとするわけです。変に競争させると、MNO側の投資インセンティブをそいでしまうということです。最近飛行機でもLCCですか、ローコストキャリアと言っていますけれども、むしろローコストキャリアのMNOをもっと登場させるというような競争政策というのが必要なのではないかと思います。スマートフォンが普及してきて、どんどん他にもデバイスが普及してくるとトラフィックが増えますので、MNOとMVNOを無理に競争させると、長続きしない関係になるだろうと今から想像できます。

その意味で私が申し上げたいのは、MNOというのは免許の付与の仕方によっては新規事業者をまだ参入させることはできるわけですね。あるいは今4番目あたりの事業者をもっと大きくさせるということも理論上は可能です。そうすると例えばMVNOに対しては接続にするか、卸にするかという議論もありますけれども、何でこういう議論ができるのかというと、MVNOにとってはそもそも交渉相手となるMNOが少ないからこういう議論が出てくると思うのです。ですから、MNOもたくさんあり、MVNOもたくさんありという環境をつくるというのが実は本質的な問題で、技術的にできるかどうかは別にして、LCCのようなプレーヤーを参入させるというのも、実は制度設計の中で考えないといけないのかなと思います。全部IP網でローコストで作ってしまうというようなことも考えないといけない時代に来ているのかなというのが、全体を通した私の印象です。

山内主査) ありがとうございます。今回の議論は、また幾つか視点が入っていますので、すぐにそれを取り込んでということなのかはわかりませんが、全体を考えていく上での方向性というのでしょうか。それで重要な点を見逃さずにと御指摘だったと思います。この件、ほかにいかがでしょうか。

舟田委員) 先ほどの酒井さんのお話の中で、排他的な提携という言葉がありましたけれども、今日の資料の中にありましたか。

酒井主査代理) 14 ページのところですか。

富岡補佐) 14 ページの禁止行為規制の内容というところで、提案募集等において示されている意見のところ、下から3行目。「現状、NTTドコモにおいても排他的なものでなければ他社との戦略的提携は可能」という意見が示されていると御紹介しております。

舟田委員) そうですか。この禁止行為、今回の論点整理ではっきり出てきたのは、前から徐々にそうなってきたと思いますけれども、禁止行為は市場支配力の行使に対する規制だということです。それに対して、二種指定設備制度は市場支配力ではなくて、交渉力に対する規制です。交渉力ですね。考え方を少し違えてみたわけです。ただ市場支配力といっても、一種指定のような非常に強度の不可欠設備を持っている者というような、強度の市場支配力、これは英語ではいろいろ言い方がありますが、ドミナントという場合は非常に卓越していて、マーケットパワーというのはもう少し下の段階まで含むというようなことではないかと思います。ここで言っている二種指定事業者の市場支配力規制というのは、そういう意味でドミナントではないけれども、しかし特に取引の相手方に対しては強い力を持ち得るということですね。ですから、この禁止行為については、若干従来から厳しい規制がされていたわけですが、ただこれについては、ドコモさんからいろいろ御意見があったところで、この辺は今後、ここに書いたように見直しの必要性について、私は十分考える余地があるのではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。そのほか、このモバイルはいかがでしょうか。

清原さん。

清原委員) 私も酒井先生が先ほど最初におっしゃった二種指定設備制度のところ、接続料の問題、紛争処理委員会のあっせんの問題はもうすぐ答えが出るのかなという気もしますが、またこのような問題が何度も繰り返されるのは行政コストもかかり望ましくない、透明性を高めるという意味でも上位3社に拡大していくべきではないかということを考えておりました。

もう一点は、今、舟田先生がおっしゃった禁止行為規制ですけれども、こちらもすぐにではないにしても、どのような影響があるのか、市場の状況が変化していることについて、もう少し検討していく必要があると思っております、見直しの方向も考えるべきではないかと考えております。

加えてもう一つ、同じモバイルに少し関連しているのですが、最後のローミングのところ、22 ページのローミングの制度化のところ、スマートフォンの普及などによるモバイルトラフィックの急速な増大はどのように影響すると考えられるか、やはりこの問題もかなり今大きくなってきていると思います。したがって、一般通話のローミングということは少し難しいのではないかとということと、緊急時におけるローミングも

ここに御指摘いただいたように幾つか問題点があるので、すぐには難しいと思っております。また緊急通報のローミングということも可能なかどうかについても、もう少し検討を加えた方がいいのではないかと考えております。

山内主査) ありがとうございます。それからローミングについては、前回にもいろいろと議論がございました。舟田先生、何かありますか。

舟田委員) いえ、特にありません。

先ほど吉川さんの話の中で、LCCに似ているということですが、もちろんMVNOの方がMNOよりも安い料金で提供する場合ですね。しかし逆にこういう機能があるからということで、別の差別化路線としてのMVNOというのは当然あり得るだろうと思います。

今日の資料でいいますと 15 ページですが、ただ単に安い安いというなら、それなりの機能としては非常に単純なわけですが、この 15 ページの真ん中にある接続形態によるMVNOの実現についての問題点です。つまりこれも意見で随分出たところですけども、MVNOがさまざまな機能を要求する。特にアンバンドルということになる、そういう要求があるということはどうとらえるかということで、卸の場合ですと、MNOとの協議で決まる。それに対して接続の場合には、よほどの接続拒否事由がない限り、応諾しなくてはいけないというようなことに、現在なっていることについては、これまでは考えていなかったような形態でのアンバンドル、要求が出てきています。この点もここに書いてあるように、接続拒否事由に係る運用の明確化とありますけれども、現在のMVNOのガイドラインをさらに見直すという課題になるのではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。ほかに、特にこのモバイル関係いかがですか。先ほどの吉川さんがおっしゃったLCCのような、要するに簡易型とか少しマーケットが違うようなところというのは、どんなイメージですか。

吉川委員) おそらくこれから伸びそうな部分で、いわゆるエマージングデバイスといわれる例えば電子書籍端末ですとか、そういう分野だと思います。もちろんスマートフォンも伸びると思うのですが、これは場合によってはそれほどトラフィックはかからないというものがあると思います。技術的にできるかどうかはまだ検証したわけではないのですが。私の場合、言っているローコストキャリアはどちらかというとならMVNOではなくてMNOですが、本当のMNOを登場させて、その上でいろいろMVNO

が事業をやるというのも考えられると思います。自身がやってもいいし、ほかの会社もやってもいいというようなものというのは、あり得るのかなど。もう少しそのMNOの競争促進、特に新規枠というのも考えていいのではないかとことです。海外も大体2社とか、3社とか4社に収れんしてきてはいるものの、日本というのやはりある意味で変わったマーケットということもあり、検討してもいいのではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。関口先生、何かありますか。

関口委員) はい。この二種規制とそれから禁止行為規制、両方について、どこまで見直しを進めるべきか、もう少し大きな課題だと思っています。

この 14 ページの禁止行為規制の適用基準のところの3つ目の黒丸の③でしょうか。これは、禁止行為規制の説明なのでしょう。この基準の設定当時と比べてシェアが拮抗してきているという実態は見た方が良くと思います。また、この交渉力優位性という点でいうと上位3社にシェアに連動したような交渉力の差が本当にあるだろうかというところは、少し市場の実態を見た方がいいのではないかと気がしております。今まで閾値を 25 という形で収益力だとかシェアで 25 という数字を使ってきたのですが、それが具体的な確たる根拠があってやってきたことではないので、むしろこの3社の拮抗した市場をもう少ししっかり見るということから見直しを進めるという方向性は、私はいいのだらうと思っています。

ただ具体的な根拠として、今までの判断基準をどのように変えていくかという、その裏づけといますか、具体的に3社がどういう形で入ってくるかということについてはもう少し技術的な整理が必要かもしれないとは思っています。少なくとも現状の上位3社の拮抗状態は相当1つだけが突出しているとか、上位2社が突出しているという状況ではないだらうという意識があります。

山内主査) ありがとうございます。モバイルについては、皆さんの御意見を伺っていると基本的に大体同じような御主張ではないかと思っております。

それでは、特に後ほど議論を戻っていただいても結構ですけれども、線路敷設基盤の開放の問題、あるいは競争評価の問題ということに移りたいと思います。その点についてはいかがですか。既に先ほどローミングの話は少し出ておりますが。

舟田委員) これはやはり 18、19、20 ページまでは主に事業者側からのヒアリングで出てきた意見をまとめて私どもも検討して、全体としてはこういう小さなところから少

しずつやっていくという方向ではないかと思います。それに対して 21 ページ以降は、これはむしろキャリア間の問題ということで、これはもう既にここにまとめられているような形で進めれば良いのではないのでしょうか。

山内主査) ありがとうございます。この今おっしゃったように 18 から 20 ページまでのところは、役所の方も調整をいろいろやっていただくようなところもかなりあるわけです。そういったところを踏まえてお願いするということでございます。

吉川委員) これは事務局の方にお伺いしたいのですが、いわゆる世の中が事前規制から事後規制重視になってきているということで、総務省も 2002、2003 年ぐらいから、事後規制型というのにされてきたと思います。その対応として例えば紛争処理委員会とか、それから目標総評価の仕組みというをやられてきたというふうにまず理解してよろしいですかというのが、1点目。

富岡補佐) 事前規制から事後規制ということで、特に平成 15 年の電気通信事業法の改正で、そういった流れを進めてきたというところでございます。紛争処理委員会は、これは平成 13 年の法改正で設置したのですが、やはりなるべく当事者間の協議にゆだねるということとしつつ、それをきちんと裁く仕組みを作るという思想で設置しております。

吉川委員) なるほど。それで先ほどの禁止行為規制の話とも関係するのですが、これは典型的な事前規制だと思うのですが、これに対して独禁法もあって、世の中が事後規制になってきているとすると、まさに屋上屋を架しているような感じになってきていると思うのですが。

一方でそちらを緩和して事後規制型にする場合、この事後の方の体制ということに対しては、もう少し注視が必要で、去年のタスクフォースのとき、私は金融の場合の検査の仕組みをいろいろ調べて申し上げたのですが、金融庁検査とか日銀考査とか、証券取引所、それから証券取引業協会の検査とか、ものすごくたくさんあるということがわかりました。それはある意味で事後的なチェックになっていると理解しているのですが、それと比較すると比較的総務省の方は、それほどまだ充実していないといったら変ですけれども。ですからやはり事後規制をもう少し重視していくとすると、そういう体制というものも実は必要になってくるのではないかと考えています。

富岡補佐) その点につきましては、確かに金融庁と比べればというところがあるのかもかもしれません。ただし、例えば近年、電気通信事業法に基づく立入検査の実施や、

業務改善命令の発出というようなことも行っているということで、やはり事後規制への移行というものに照らした体制というのは、着々と整えているのではないかと感じています。

禁止行為規制との関係でいいますと、いわゆるドミナント規制、これを事後規制化することについてはどうかというのは、一般的な事前規制から事後規制への流れとは別途考えないといけないのかなと思っています。例えばWTOの協定でも主要なサービス提供者という、いわゆるドミナント事業者的な者に対しては、反競争的行為を防止するための措置を講ずるとというのが国際的な約束になっているということもありますので、むしろそういった中でこのドミナント規制が緩められるということになると、逆にそれは電気通信の自由化に逆行していると思われるようなこともあり得るということで、ネットワーク外部性であるとか、設備のボトルネック性、そういった電気通信市場独特の特性に応じたドミナント規制の在り方というのは、これはやはり事前から事後へという一般的な流れとは別に考える必要があるのかなと思っています。

舟田委員) 事前規制、事後規制というのは、考えてみると区別が非常に難しいです。

今、事務局から御説明があったように第一種指定制度、第二種指定制度そのものは事前規制ですね。事前に何%の場合はこうとか、決めていますから。しかし例えば禁止行為はどうでしょうか。不当に差別してはならないという規定がありますが、これについては一般には法律家は事後規制だと思っています。

例えばドコモがどこどこ提携をした場合、それを審査して不当だと判断し、禁止命令をかける。これは事後規制です。行為があった後にそれを法的に判断するという意味ですね。しかしそれだと、自分は何ならしていいかわからないから、総務省さん、これは違法になるでしょうかと聞いてくる。例えば排他的な提携はすべて駄目ですよと総務省が回答したとすると。それはだんだん事前規制に近づいてくるわけですね。つまり規範としては事後規制なのですが、透明性を高めるなり予測を高めるためにこういう場合は良い、こういう場合は駄目と細かく決めておくと、事前規制に近づいてきます。ドコモとしても事前にこれはやっていいですかと、いわば実質的には許可を得てからやらないと違法になってしまうので。

そういう意味で運用として事前規制に近づいているのですが、私は基本としては、禁止行為は事後規制だと思います。例えば独禁法は事後規制の典型ですけども、では独禁法を活用するべきかという、私は独禁法の専門家ですけども、これ

をあちこち安易に使われては困っているのです。独禁法の考え方を皆さんよく考えて行動してほしい。しかしあれはいわば非常に強力な刀ですから、突然切られたらたまらないわけで、それと同様に、禁止行為はそういうことで、なるべく事前にこの不当性の意味が何かということを明らかにしておくのは、もちろん行政庁にとっても事業者にとってもいいことだとは思いますが。

ともかくこの禁止行為について言えば、不当性の意味をなるべくわかりやすくすることは大事なことですけれども、ここにあるように私は先ほども言いましたけれども、もう少し見直しがあってもいいのかなと思います。

山内主査) ほかにいかがでございますか。

舟田委員) それから、10 ページの点は、これは関口さんがいつも気になさっていることですけれども、10 ページの後半についてはどうですかね。

山内主査) 10 ページの下段ということですか。固定発。

舟田委員) そうですね。固定発。

関口委員) 事業者さんがお申し出になったことですから、きちんと取り上げてということですね。前回資料でも秒単位での各社さんの料金格差が参考資料にも出ております。17 ページ目です。問題設定としては、固定ユーザーにとってみると、携帯に電話している先がどの事業者かよくわからないから、料金が幾らかもわからないという状況と、それから携帯事業者さん同士での料金競争ということがなかなか起きにくい。なおかつ少しずつトラフィックが落ちているとはいえ、まだ 13、15 弱ですね。13.8 とかそんな数字だったと思いますが、15%弱程度のトラフィックはまだあるという状況の中で、これだけ各事業者さんに料金格差があるし、それからプレフィックスをつけたNTT東西の設定料金との格差も各段階で相当大きい。こういった事態が一切表に出てこなかったということ自体が、やはり競争が働かない分野で何らかの手を打たなくてはいけないという問題意識に立ったわけです。ですからこういう形で実態が表に出てきてユーザーの目にもはっきりわかる。この上で各社さんが料金について見直しをいただくというところから、まずはスタートして理想的な水準に落ち着いてくださればと思っております。

あくまでも、料金設定権を紛争処理委員会で日本通信とドコモとの間で起こして変えたような、そこに唐突に至るということではなくていいと思います。目標としてはやはり固定発携帯料金の水準が下がっていくということにあると思いますので。まず

はそこで市場の動向を注視していくという形ではよろしいかと思います。

酒井主査代理) よろしいですか、今の点について。

山内主査) では、どうぞ、酒井先生。

酒井主査代理) 実は昨日、全然別の場ですが番号委員会というのがありまして、ポータビリティが問題になりました。このときに同じ表が出てきまして、要するに番号ポータビリティということにすると、発側から着側がどこの会社かわからないということです。わからないと、例えば最初 40 円だと思ったら実は 120 円だったということが出てくるので。少しその辺を今後慎重にしないではいけないのと同時に、こういうことを利用者はほとんど知らないで、なんらかの形でなるべくオープンにすべきではないかという議論がございました。ある程度はもちろん知っていましたが、私もそのときに初めてヨーロッパの着信独占という考えが理解できました。要するに発信側の私はソフトバンクと契約するか、ドコモと契約するかを選べるけれども、相手側が何なのかというのはこちらでは選ぶわけにいかないで、いいと思ってかけたら高かった。やはりこのあたり、番号ポータビリティは非常に便利なものですから当然いいと思いますし、今後それについて、070 もどうするかという議論だったわけですが、こういう議論をなるべく表に出して、これが少なくともある程度の額に収束するようなことをやらないと、やはり消費者から見ても何か変だなと思います。私も関口先生がおっしゃったとおりではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。舟田先生、どうぞ。

舟田委員) この点はここにありますように 2003 年の研究会のときに、大きな問題になって、もともとユーザー料金の話でいわば消費者問題ですから、新聞等に大きく出て、消費者団体も動きました。しかしそれからしばらくすると、もうみんな忘れてしまいました。ですから、こういうことについては事あるごとに、利用者にきちんと情報提供するというのをしなくてはいけないと思います。それから、もちろんコストに見合った料金ということですから、各社同じでなくてはいけないとは思いませんけれども、やはり何らかの正当化といいますか、コストに基づいたものであるということはやはりきちんと説明する義務があるのではないかと思います。

山内主査) ありがとうございます。それについても皆さんの御意見は大体同じ方向で議論されたというように感じております。ほかにいかがでしょう。

関口委員) 10 ページが議論になったので、その前の9ページのところはよろしいでし

ようか。

山内主査) どうぞ。

関口委員) NGNのオープン化について。趣旨はこの方向性と判断基準でよろしいかと思うのですが、この判断基準の①、②、③とあって、①具体的な要望があること。ないといってもその理由を知ってもらえるということがあります。それから②技術に可能であること。

これともう1つですが、③の過度に経済的な負担がないことに留意という基準について、ずっとひっかかっていたのですが、少し言葉を補った方がいいかもしれないと思ったので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

この③は主語がないのですが、主語は当然NTT東西ということになると思います。東西さんにとって過度に経済的負担が逆にある場合とは何だろうと考えたときに、このNGNのオープン化というのは、現状で言うとバンドルサービスに近づくのは閉鎖的だからオープンにしろと求めているわけですね。ですから最終的に自発的にという形になると思いますが、NTT東西ご自身の発意ではない。お願いがあってオープン化していただくということになると、ここについてNTT自身が負担をかぶらなくてはいけないケースというのは、逆にあるのだろうかと考えたときに、③の初めの四角の(例)で書いてありました。これは前回も少し議論したところですがけれども、将来原価方式という形で先行投資をして新たな商品開発を行っていくときには、事業者がリスクテイクをして需要がついてこないところでほどほどの料金をつけるために、実際のトラフィックではなくて少し多目のトラフィックをかけることによって、単価を下げていきます。この形が将来原価方式ですがけれども、そこについて例外規定を設けて、実際コストと収入との差分については後年度調整を例外的に認めたことから、結果的に言うと接続料に全部入るような措置をとったわけです。そのように考えると、事実上の実際費用方式、タイムラグはありますけれども、実際費用方式と一緒になっていくので、少なくともこのような状況でいうとNTT東西さんにとってみると、取り漏れは起きないのではないかと思うのです。その意味でむしろこの本来の趣旨を考えてみると、それは、接続料を過度に上昇させることがないようにということなのではないかと思うのです。その意味で少し言葉を補ってあげた方が理解が進むかなという気はしているので、もし可能であれば、趣旨はわかっていますので文言についてもう少しわかりやすい文章を御検討いただければと思います。

山内主査) 今のこの③の過度に経済的な負担がないことというものをもう少しかみ砕いてということですか。

関口委員) はい。具体的に、経済的な負担というのが主語がないからわからないのですが、一般的にはNTT東西さんだと読めます。これは実は接続原価での各者の負担があまり過度にならないという趣旨なのではないかと思うと、もう少し文言を丁寧にした方がよろしいのではないかと思います。何か毎回少しひっかかってきた書きぶりでありまして。

山内主査) なるほど。

関口委員) 具体的にはオープン化を要望しても接続料に反映したときに過度な接続料上昇につながるようなことになると、自分で言い出したものが自分の経済的負担となって返ってきてしまうということだと思うのです。その趣旨が伝わればよろしいかなという気がしています。

舟田委員) これは、加入光ファイバですと、それは幾らでも接続してやりたい人は出てくるのですが、これは新しいNGNです。何か新しい機能を追加してくれと言われてたて、幾らかお金を出して作ったところ、誰も使わなかったというのが最悪のケースで、そういう意味では過度かどうかではなくて、その後で接続料できちんと回収できるかどうかわからないという状況ですよ。そのことを言っているのではないかと思います。

関口委員) いえ、ただそれは特定のサービスに特定料金をつけているわけではなくて、接続料という全体のバスケットの中で議論するわけですから、そこに接続料の中に将来原価部分で設定した安い料金のほかに、実際費用、実際コストと実績収入と比較してその差分があれば、その部分については将来に分けて後年度で調整しましょうという制度になっていますから、取り漏れはないわけですね。

舟田委員) それは光ファイバ接続料の話でしょう。ここはその話をしているのではないですから。

関口委員) いえ、この例は光ファイバ接続料の話ですよ。加入光ファイバ接続料についての議論ですから。

山内主査) それで、NGNの場合のアンバンドルした場合の費用負担については、必ずしもこういう形ではないのではないかという御指摘ですよ。

関口委員) 現実問題としてオープン化を求めるといことになりますから、原価算入を

求めないということにはならないと思います。

山内主査) その辺の考え方については事務局あたりお答え願えますか。

関口委員) その辺は議論した方がいいと思います。

安東補佐) 現在のところNGN接続料は将来原価方式で算定されたものが認可されております。ただ、加入光ファイバ接続料と異なりまして、後年度負担を行う乖離額調整という考え方は採用しておりません。加入光ファイバ接続料においては、あくまで特例ではありますが、後年度負担としての乖離額調整という考え方が採用されております。その上で例えば先ほどのNGN接続料の一つである中継局接続機能においては、月額約 500 万円というような接続料を設定しているところでございます。この機能をNTTの利用部門が使った場合には振替網使用料という形でNTTの管理部門に接続料相当の費用が支払われることとなり、他事業者が使う場合には接続料としてNTTの管理部門に払われることとなります。ただ、接続料原価を想定される需要で除して接続料の単金を作っておりますので、実際に他事業者が使わないという場合には、その見積もっていた需要部分に相当する接続料収入が入ってこないこととなります。その点、後年度負担がない場合においては、その最初に想定したコストをどう回収するかという点で後年度負担が措置されている場合と若干の差が生じます。関口先生おっしゃるとおり後年度負担にすると、需要が減少した部分は回収漏れとして後年度の接続料原価に乗ってくるということでございます。加入光ファイバ接続料においては現在後年度負担を特例として措置しておりますので、需要の見込みが予想と異なった場合にそういうコストの回収は後年度の接続料の上乗せ分で行うということとなります。

山内主査) 後年度調整を行うとすれば、おっしゃるようなことでいいということですね。

安東補佐) それと将来原価方式を採用している理由としては、新しく機能を開発した場合、その機能を利用して提供される役務に対する需要が今後相当程度見込まれるという前提があります。伸びていく需要を見据えれば、初期投資にかかった費用をうまく短期に回収でき、その需要等の見合いで接続料を算定することにより低廉化が図られ、より当該機能の利用につながるという側面もあります。このように、需要が伸びていくという前提で予測を立て、コストを数年間で案分していくことから、需要の予測が外れて回収漏れが生じることによる後年度負担というのは原則として想定していないということになります。他方、光ファイバ接続料の議論においては、

申請された3年間という時間の中で、どのように需要が変動していくかということが必ずしも明らかにならない要因もあったというところがございまして、特例として3年間に生じた回収漏れ分については、後年度負担とすることを認めているものでございます。

山内主査) そうすると将来原価と、それから後年度の調整という2つのフェーズがあって、将来原価は採用しているけれども、調整はしないということになれば、ある程度リスクは含まれるということですね。その点について、仮にその後年度調整がないとしても過度な経済的負担という言い方がどうなのかということですね。

関口委員) そこは骨子案、報告書案を書き込んでいく中で表現していただければいいのだと思います。

山内主査) なるほど。そのほか全体を通していかがでしょうか。

4点目の検証については特にまだ御意見が出ておりませんが、ありますでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。それでは、まだ少し時間がございませぬけれども、今日のところは大体、今現状では意見が出尽くしたというようなことだと思います。

それで冒頭に申し上げましたように今まで議論したものを今日、今回論点という形でまとめまして、次回に繋げたいと思います。なお、資料の5-3で今後のスケジュールがありますので、もう一度確認して、どのように議論していくかというのを事務局からお願いいたします。

富岡補佐) はい。お手元の資料5-3、この競争政策委員会のスケジュール案の資料をご覧ください。今後のスケジュールをここに記載しておりますが、次回は10月20日木曜日、ここで報告書の骨子案をお示しして御議論いただくということを予定しております。その次の週の10月27日木曜日には報告書案をお示しして、御議論いただくということを予定しております。そこで取りまとめた報告書を踏まえて、11月1日にこの競争政策委員会の上位にあります電気通信事業政策部会において答申案として御議論いただきます。ここではこの競争政策委員会の他に電話網移行円滑化の委員会の報告書とあわせた形で、電気通信事業政策部会の答申案として御議論いただき、その後パブリックコメントを実施いただくこととしております。そして当初の予定どおり年内に答申をいただくということを目指して進めていきたいと思っております。また、パブリックコメント終了後、またこの競争政策委員会を12月のどこ

かのタイミングで開催するということを予定しております。

山内主査) ありがとうございます。お聞き及びのように次回は10月20日であります、その時点で今日の論点整理から報告書の骨子案をご提示するというございます。1カ月弱ということでありませけれども、皆様方には今日の論点、一度振り返っていただきまして、またおそらく事務局の方から骨子案の方もいろいろな現状、その段階において御説明あると思ひますので、その辺で御議論願えればと思ひております。

それではほかに御発言、何かよろしいですか。よろしいようでしたら、以上で第5回会合を終了とさせていただきますと思ひます。お忙しい中お集まりいただき、また熱心に御議論いただきました。どうもありがとうございます。

以上